

急傾斜・地すべり・雪崩技術指針の一部変更について
(急傾斜地崩壊危険区域の指定手続き等の一部変更)

令和2年4月1日
広島県土木建築局砂防課

急傾斜地崩壊危険区域の指定手続き等を別紙のとおり変更したため、「急傾斜・地すべり・雪崩技術指針（平成26年4月）」における関連内容を一部変更しました。

一部変更箇所の該当ページは次のとおりです。（詳細は別紙）

13 ページ

15 ページ

16 ページ

34 ページ

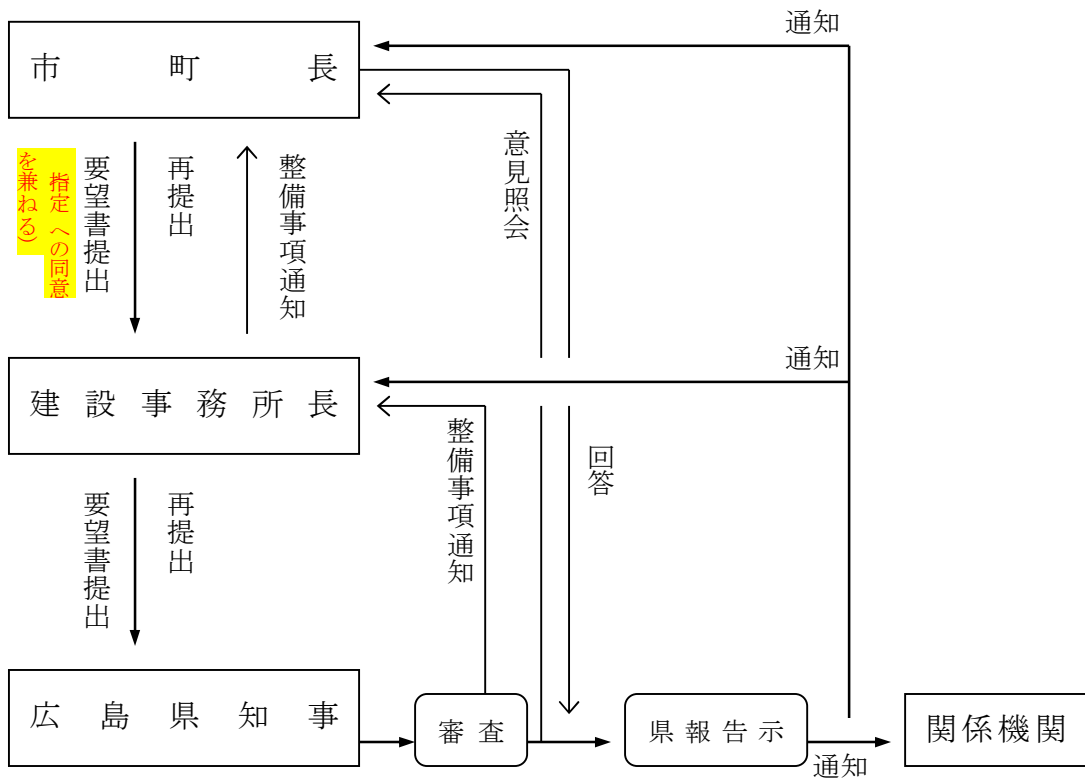
35 ページ

(4) 指定にあたっての留意事項

急傾斜地の崩壊による災害を防止するためには、崩壊のおそれのある急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある急傾斜地について、すみやかに急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地法に基づき災害の防止に努めることが必要である。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域指定手続きについて

指定手続きのフローチャート



ウ 指定要望書類及び提出部数等

市町長から知事に提出する書類の内容は次のとおりとする。

- (ア) 急傾斜地崩壊危険区域指定要望書
- (イ) 〃 指定理由書
- (ウ) 〃 の概況調書
- (エ) 〃 指定土地調書
- (オ) 位置図（縮尺 5 万分の 1 程度）
- (カ) 平面図（縮尺 5 百分の 1 程度）
- (キ) 横断面図
- (ク) 不動産登記法第 17 条地図（公図又は現況地番図でも可）
- (ケ) 写真…急傾斜地の状況を把握できるもの。
平面図に貼付する。
全景及び部分写真（5～10 枚程度）。
- (コ) 標柱位置の土地登記簿
- (サ) 追加指定の場合は、既指定に係る県報告書の写し。

-
- (シ) 地権者の同意書
 - (ス) 標柱位置及び標識設置位置の土地所有者の同意書
 - (セ) 市町地域防災計画書のうち、急傾斜地崩壊危険箇所に係る部分の写し
 - (ソ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る告示図書の写し
 - (タ) 標柱設置位置の座標調書

※(ア)から(サ)については必ず添付する。

(シ)～(タ)については、添付できる場合でよい。

提出部数

正本 1 部 ((ア)～(タ))

砂防課にて、審査・指定起案の後、書庫にて永久保存される。

副本 1 部

表に副本と記入する。

…各建設事務所（支所）にて台帳作成に用いる。

※市町においても、関係書類 1 部を保存しておくことが望ましい。

※指定後、当該指定に係る電子データを提出すること。

エ 記載例等

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域指定要望書

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

〇市(町)長 印

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

このことについて、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう関係書類を添えて要望します。なお、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定されることに異議ありません。

〇 〇 〇 地 区
(平成〇～〇年度・県施工)

※県費補助事業の場合は、「市(町)施工」と記載する。

※用紙の大きさはA4判とする。

※複数箇所を同時に要望する場合も、一箇所ごとに作成する。

※追加指定については、「〇〇〇地区(追加)」と記載する。

カ 急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る関係市町長の意見


知事が急傾斜地崩壊危険区域の指定をしようとするときは、「急傾法」第3条第1項により、関係市町長の意見をきいて行うこととなっている。

広島県においては、市町からの指定要望書の提出時に指定に係る関係市町長の意見を付することとしている。

このため、次の意見照会及び回答様式については、原則使用しない。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〇〇市（町）長 様

広島県知事 

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

砂防課

急傾斜地崩壊危険区域の指定のための意見について（照会）

別紙記載の貴市町に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

については、別紙の回答例を参考にして○月○日（○）までに回答してください。

(回答例)

平成○年○月○日

広島県知事様

〇〇市(町)長 印

急傾斜地崩壊危険区域の指定のための意見について(回答)

平成○年○月○日付けで照会のあった〇〇〇地区を、急傾斜地崩壊危険区域に指定されることに異議ありません。

※複数の指定区域に係る意見については、一枚の回答にまとめてよい。